

# 山梨県公報

第八十五号

令和二年

四月二日

木曜日

## 目次

○指定代理納付者の指定……………	一六七
○附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………	一六七
○公印の廃止……………	一六八
○救急病院等の認定(二件)……………	一六八
○家畜伝染病の発生……………	一六八
○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………	一六九
○土地収用事業の認定……………	一六九
○道路の供用開始……………	一七〇
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	一七〇
○基本測量の終了……………	一七〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	一七一

## 告示

### 山梨県告示第四百一十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年四月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋一丁目九番二号汐留住友ビル二十五階
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

- MasterCard
  - VISA
  - JCB
  - American Express
  - ダイナース
- 四 指定代理納付者に代理納付させる期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

### 山梨県告示第四百一十二号

附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和二年四月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県地域活性化協働事業費補助金選考委員会	山梨県地域活性化協働事業費補助金の交付を適正かつ効率的に行うための補助事業の選考等に関する事務	五人	一 学識経験のある者 二 経済団体の役員 三 非営利活動団体を支援する組織の役員 四 県の職員 五 優れた識見を有する者その他県が必要と認める者	令和二年四月二十四日から令和三年三月三十一日まで	県民生活 部県民安全協働課

やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	やまなし地域活性化雇用創造プロジェクトの適切かつ効果的な実施に関し必要な助言・審査等に関する事務	二十人以内	一 学識経験のある者 二 経済団体等の役員 三 労働者団体の役員 四 金融機関の役員 五 関係行政機関の職員 六 その他知事が必要と認める者	令和二年四月十五日から令和三年三月三十一日まで	産業労働部産業政策課
--------------------------	--	-------	---	-------------------------	------------

**山梨県告示第四百十三号**

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）に基づき、エネルギー局用及び中北保健福祉事務所用の山梨県知事印並びに中北保健福祉事務所用の山梨県知事職務代理者印並びに中北保健福祉事務所用の山梨県印を令和二年四月一日付けで廃止した。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県告示第四百四十四号**

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地二

二 認定期限 令和五年三月二十一日

**山梨県告示第四百四十五号**

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年四月二日

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号
峡南医療センター企業団市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一
峡南医療センター企業団富士川病院	一 南巨摩郡富士川町鰻沢三百四十番地

二 認定期限 令和五年三月三十一日

**山梨県告示第四百四十六号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日

ヨ一ネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和二年三月二十五日
------	---	----	---	-----	------------

**山梨県告示第四百四十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年三月二十四日南アルプス土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県告示第四百四十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年三月二十四日富士見土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県告示第四百四十九号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 起業者の名称 南アルプス市
- 二 事業の種類 南アルプス市甲西市民総合グラウンド移転整備事業及びこれに伴う市道・用排水路付替工事
- 三 起業地

- 1 収用の部分 山梨県南アルプス市宮沢字東宮沢及び字西宮沢地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

南アルプス市甲西市民総合グラウンド移転整備事業及びこれに伴う市道・用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）は、南アルプス市（以下「起業者」という。）が、リニア中央新幹線の線路用地として一部支障となる南アルプス市甲西市民総合グラウンド（以下「本件施設」という。）を移転し、及び整備する事業であることから、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、

広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、これまで、本件事業の実施にあたり、必要な経費について予算措置を講じている。また、令和二年度についても同様に予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

本件施設は、南アルプス市南東部における唯一の総合グラウンドとして設置され、平成三十年度においては、甲西中学校野球部等野球関連の団体により利用されたほか、地域住民のグラウンドゴルフ大会、甲西消防団の操法訓練等にも利用され、年間を通じた利用者数は延べ約二万人であり、地域のスポーツ文化の拠点等としての機能を担っている。

しかし、今回、リニア中央新幹線線路用地として本件施設が一部支障となり、従来の使用形態を維持することが不可能となった。

本件事業は、これらの状況に対応するために、本件施設を移転し、及び整備するものであり、これにより地域住民や各種団体の交流の促進等が期待されることから、本件事業により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）により保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）により保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、起業者は、工事期間中における騒音については低騒音型重機の使用等により、工事車両については危険個所に交通誘導員を配置し安全対策を図ること等により、周辺住民に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置について、学童用軟式野球場二面を確保できること、隣接地において駐車場を確保できること、リニア中央新幹線整備計画の進捗との関係から支障となる建物等が少なく短期間に整備が完了できること、地域住民の利便性を引き続き確保できること等社会的、技術的及び経済的な要件を考慮して選定された四案を比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最

も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(三)で述べたとおり、リニア中央新幹線整備計画の進捗との関係から早期の施行が求められている。

また、学童用軟式野球場二面設置時には外野手同士が交錯する状況にあること、大規模な催し物の開催時には駐車場進入待ちの車両が路上に滞留する状況が発生する等、現状では、利用者の安全面にも問題が見受けられる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件施設の利用形態、利用者数等から整備する施設の規模、必要となる駐車台数等を推計し、本件事業において必要とされる面積を算出したものであり、適切であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 南アルプス市教育委員会生涯学習課

山梨県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	上野原市桐原字城山九三三四番 一地先から 上野原市桐原字城山九三三八番 一地先まで	九八・五	令和二年四 月二日

山梨県告示第百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定の年月日 令和二年三月二十六日

二 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字前田町百四番十一

三 指定道路の幅員 最大八・三六メートル 最小六・〇〇メートル

四 指定道路の延長 五十七・三〇メートル

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和元年五月七日から令和二年三月十九日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年四月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女千六百八十九番の五の一部、千七百三十三番の一、千七百三十三番の六の一部、千七百三十三番の二十一から千七百三十三番の二十五まで、千七百四十五番の四の一部、千七百四十五番の五の一部、千七百四十五番の六、千七百四十五番の七、千七百八十一番の一、千七百八十一番の十八の一部、千七百八十一番の十九から千七百八十一番の二十二まで、千七百八十七番の一及び千七百九十二番の二並びに字新町前千八百五十二番の三の一部、千八百五十二番の四の一部、千八百五十二番の五の一部、千八百五十二番の六の一部、千八百五十二番の十四の一部、千八百五十二番の十五、千八百五十二番の十七、千八百五十二番の十九及び千八百五十二番の二十七並びに道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県知事 長崎幸太郎

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番